

日本資源再生事業振興協同組合 準組合員規約

(趣旨)

第1条 この規約は、日本資源再生事業振興協同組合（以下「組合」という。）が行う資源再生に関する事業に参加する準組合員について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 準組合員は、資源再生に関心を持つ企業として、組合との緊密な連携のもとに環境・資源エネルギー問題に取り組んで行くべく、資源再生事業に関する研鑽の機会として積極的な情報の提供を参加の目的とする。

(資格)

第3条 準組合員は、次の各号の要件を備える事業者とする。但し、規模は問わない。

- (1) 一般廃棄物または、産業廃棄物を取り扱う者であって、環境大臣、都道府県知事または、市町村等の必要な許可を受けた事業者（専ら物のみを取り扱う者を除く。）であること。
- (2) 組合の地域内に事業場を有すること。

(組合員)

第4条 準組合員は、法人とする。

(特典)

第5条 準組合員は、基本的に事業への参加は認めないが、次のようなサービスを受けることができる。

- (1) 組合の開催する資源再生に関するセミナー・講演会・施設見学会等への参加
- (2) 公表資料（環境省・経済産業省）、組合の発行する各種資源再生資料、機関誌等の送付
- (3) 資源再生をはじめとするシンポジウム、イベント、セミナー等の開催情報の提供

(出資金・賦課金)

第6条 準組合員の出資金及び賦課金の額は次の通りとする。

- (1) 出資金：なし

(2) 賦課金 : 6万円/年

(入会方法)

第7条 準組合員になることを希望する者は、所定の加入案内より申込みを行い、組合の承認を受けるとともに、賦課金を納入しなければならない。

(賦課金の納入)

第8条 準組合員は、賦課金を年一括に組合の指定する銀行口座へ納入するものとする。

2 既納の賦課金は、組合員資格を喪失した場合であっても返還しない。

(組合員資格の喪失)

第9条 退会を希望する準組合員は、退会を希望する事業年度の末日の90日前までに組合に対して、その旨を記載した書面を提出しなければならない。

2 準組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合より、準組合員資格を取り消されることがある。

(1) 加入申込みにおいて虚偽の事実を申告した場合

(2) 賦課金の滞納があったとき

(3) 準組合員が破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。

(4) 組合の名誉または信用を著しく損なう行為があったと認められる場合

(5) その他、本規約の重大な違反行為があったとき

(変更事項の届け出)

第10条 準組合員は、住所、連絡先などの届け出内容に変更があった場合は、速やかに組合に届け出るものとする。

(賦課金の改定)

第11条 組合は、第6条に規定する賦課金の額を改定しようとするときは、2か月前に準組合員に通知するものとする。